（証券コード　5660）
2022年６月３日

株　　主　　各　　位

兵庫県尼崎市中浜町10番地１
神鋼鋼線工業株式會社
代表取締役社長　河　瀬　昌　博

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、来る2022年６月23日（木曜日）午後５時30分までに当社に到達するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

(1) 日　　　　時　2022年６月24日（金曜日）午前10時

(2) 場　　　　所　兵庫県尼崎市中浜町26番地１　当社線輪倶楽部会館

(3) 株主総会の目的事項

報告事項
1. 第90期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
- **第１号議案**　剰余金の処分の件
- **第２号議案**　定款一部変更の件
- **第３号議案**　取締役全員任期満了につき８名選任の件
- **第４号議案**　監査役２名選任の件
- **第５号議案**　補欠監査役１名選任の件

以　上

◇

◎　当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shinko-wire.co.jp）に掲載させていただきます。

◎　当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

第90回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社では、本株主総会にご出席される株主様の健康と安全面を最優先に考え、「新型コロナウイルス」の感染防止に向けて下記のとおりご案内申し上げますと共に、皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

記

[株主様へのお願い]

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況並びにご健康状態に十分ご留意の上、本年はご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り郵送にて議決権の事前行使をお願い申し上げます。
- 特に、感染による影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、本年はご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。これらに該当しない方でも、ご心配ご不安のある方は、無理をなさらずにご出席を見合わせることをご検討ください。
- 発熱、咳等の症状のある方、その他「新型コロナウイルス」等の感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。感染防止のため、ご入場をお断りすることがございます。

[当社の対応について]

- 会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
  （ご来場の株主様は、できる限りマスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- 会場入口付近での検温等の措置により、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。また、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 株主様に、間隔を空けての着席をお願いする場合がございます。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

当社では会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいりますが、株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。尚、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、新たな措置を講じる場合がございますので、当社ウェブサイト（https://www.shinko-wire.co.jp）より適宜、発信情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当期における世界経済は、新型コロナワクチンの普及による段階的な経済活動の正常化および、各国の景気刺激策等により、緩やかに回復しました。また、日本国内においても、製造業を中心に底入れの動きが見られました。しかしながら、新型コロナウイルス感染の世界的な再拡大や、半導体不足による各産業の生産見直し、原材料価格の高騰等、当期においても大きく状況が変化しました。

このような状況のなか、当社グループでは各事業での販売価格の改定、高付加価値製品の販売拡大、徹底したコスト削減等に努めた他、在庫評価影響もあり、当期における当社グループの連結業績は、売上高は294億48百万円と前期に比べ26億20百万円の増収、営業利益、経常利益はそれぞれ7億48百万円（前期は1億66百万円の損失）、8億75百万円（前期比7億36百万円の増益）となりました。また親会社株主に帰属する当期純利益は、5億99百万円（前期比3億91百万円の増益）となりました。

つぎに主な事業区分ごとに当期の概況をご報告いたします。

特殊鋼線関連事業

ＰＣ関連製品では、主力分野の高速道路・橋梁等において、老朽化に伴う補修・補強案件が増加する一方で、ＰＣ鋼材使用量の多い新設案件の減少及び工事遅れの発生等があり、販売数量は前期に比べ減少しました。

また、ばね・特殊線関連製品では、主力分野の自動車需要において、需要回復傾向にあった上半期に対し、下半期以降は半導体不足の影響による需要減退が顕著となったものの、通期での販売数量は前期に比べ増加となりました。

その結果、特殊鋼線関連事業全体の売上高は160億72百万円と前期に比べ13億55百万円の増収となり、営業利益は4億82百万円と前期に比べ3億97百万円の増益となりました。

鋼索関連事業

国内の土木・建設分野向けや国内外のエレベータ・クレーン等の機械分野向け等、需要全般は回復傾向にあり、売上高は115億1百万円と前期に比べ9億84百万円の増収となり、営業利益は77百万円（前期は1億95百万円の損失）となりました。

エンジニアリング関連事業

建築分野向け案件では遅延が発生した一方で、土木・橋梁分野向け大型案件の納入により、売上高は18億8百万円と前期に比べ2億80百万円の増収となり、営業利益は1億33百万円（前期は1億9百万円の損失）となりました。

その他

不動産関連事業の売上高、営業利益はそれぞれ66百万円、54百万円と前期並みとなりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染の再拡大、ロシアによるウクライナ侵攻などの地政学リスクの高まり、半導体不足による各産業での生産調整など、不透明な状況が継続すると想定しております。また、原材料価格やエネルギー価格、運送費等はより一層の高騰が続くと見込んでおります。そのため、さらなるコストダウンに加え、原材料価格やエネルギー価格、運送費等の上昇に応じた販売価格改定を強化してまいります。

また、このような状況下で、引き続き当社グループは中期経営計画「Go To Next 神鋼鋼線～2025～」のもと、“環境変化に適応し、持続的に成長できる企業基盤の構築”に向け、以下に取り組んでまいります。

・社会的価値の向上
　　SDGsを中心とする社会課題の解決に向けた事業やサービスの展開
・従業員エンゲージメントの最大化
　　企業理念の浸透や、働きがい・働きやすさの追求による、社員が誇れる会社作り
・安定収益基盤の確立
　　連結業績ー経常利益15億円以上、ROS5%以上の継続達成

<特殊鋼線関連事業>
- 公共事業の将来的な縮小に備えた、建築や自動車向け分野での事業拡大
- 洋上風力発電や医療分野等の新分野における用途展開
- 設備投資、改善活動の推進による工場コストの削減

<鋼索関連事業>
- エレベータ、索道、クレーン分野に特化した営業組織設置による顧客関係性強化・海外展開の推進
- ユーザニーズに応じた技術提案による、国内外における新規顧客の開拓
- 製造所の一体運営による最適生産体制の確立、固定費削減の徹底

<エンジニアリング関連事業>
- 新設橋梁計画への技術的差別化によるスペックイン活動
- 橋梁ケーブルメンテナンス、耐震・防災分野の事業育成

当社グループは、果たすべき社会的責任を明文化した神鋼鋼線ミッション“社会が前に進むために「なくてはならない価値」を提供し続ける”を実現するために、事業環境の変化に適応しながら現状に満足することなく改善・進化に挑戦し、あらゆるステークホルダーのご要望やご期待に、誠実にお応えしていきます。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜わりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資は9億9百万円で、主に生産設備の更新工事等であります。

(4) 資金調達の状況

重要な該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況

区　　　分	2018年度 第　87　期	2019年度 第　88　期	2020年度 第　89　期	2021年度 第90期(当期)
売　上　高(百万円)	28,851	30,281	26,827	29,448
経　常　利　益(百万円)	558	785	138	875
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	28	430	208	599
1株当たり当期純利益	4円83銭	72円83銭	35円25銭	101円68銭
総　資　産(百万円)	40,687	39,418	40,377	41,578
純　資　産(百万円)	19,507	19,639	20,044	21,085

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

当社の親会社は、株式会社神戸製鋼所で、同社は当社の株式を42.52%所有しており、また当社の取締役会に占める同社出身取締役の員数が過半数であります。

同社から製品の主要原材料である線材を商社を通して購入しており、取引条件については市場価格に基づいて価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

当社取締役会は、これらの取引条件を把握し、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

また同社からは取締役１名が就任しております。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神鋼鋼線ステンレス株式会社	99	100.0	線材製品の製造
コウセンサービス株式会社	99	100.0	線材製品の部品等の製造および設備保全
尾上ロープ加工株式会社	10	100.0	線材製品の加工
株式会社ケーブルテック	10	100.0	線材製品の加工
株式会社テザック神鋼ワイヤロープ	80	100.0	線材製品の販売
テザックエンジニアリング株式会社	10	100.0	線材製品の加工
名神興業株式会社	10	100.0	線材製品の運送、線材製品等の梱包包装請負
	千元		
神鋼鋼線（広州）販売有限公司	5,000	100.0	線材製品の販売

（注）1．当社の連結子会社は上記の８社であり、持分法適用会社は３社であります。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3．当社は、2022年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社テザック神鋼ワイヤロープを吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業区分		事業内容
特殊鋼線関連事業	ＰＣ関連製品	ＰＣ鋼線、ＰＣ鋼より線、ケーブル加工製品、これらに付随する部材および機器などの製造および販売
	ばね・特殊線関連製品	ばね用鋼線、めっき鋼線、ステンレス鋼線、特殊金属線などの製造および販売
鋼索関連事業		一般ロープ、特殊ロープ、鋼より線、ステンレスロープなどの製造および販売
エンジニアリング関連事業		架設・緊張用部材および機器、線材３次加工製品などの製造および販売
その他		不動産の賃貸等

(8) 主要な営業所および工場

①当社

本　　　　社：兵庫県尼崎市

支　　　　店：東　京（東京都品川区）　　大　阪（大阪府大阪市）
　　　　　　　九　州（福岡県福岡市）

営　業　所：名古屋（愛知県名古屋市）　　札　幌（北海道札幌市）

工　　　　場：尼　崎（兵庫県尼崎市）　　尾　上（兵庫県加古川市）
　　　　　　　二色浜（大阪府貝塚市）

②子会社

神鋼鋼線ステンレス株式会社：大阪府泉佐野市

尾上ロープ加工株式会社：兵庫県加古川市

株式会社テザック神鋼ワイヤロープ：大阪府大阪市

名神興業株式会社：兵庫県尼崎市

コウセンサービス株式会社：兵庫県尼崎市

株式会社ケーブルテック：兵庫県神戸市

テザックエンジニアリング株式会社：大阪府貝塚市

神鋼鋼線（広州）販売有限公司：中華人民共和国広東省広州市

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数
特殊鋼線関連事業	403名
鋼索関連事業	407名
エンジニアリング関連事業	40名
全社共通	70名
合　計	920名

（注）1．従業員数は就業人員数であります。
2．不動産関連事業には専従の従業員はおりません。
3．全社共通として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない、管理部門に所属しているものであります。
4．前期末従業員数（921名）に対し、１名減少しております。

（10）主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	3,911
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,002
株式会社三井住友銀行	1,548

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年４月１日付で当社の連結子会社である株式会社テザック神鋼ワイヤロープを吸収合併いたしました。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　8,800,000株

（2）発行済株式の総数　5,912,999株

（3）株主数　3,820名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社神戸製鋼所	2,513,422株	42.52%
神鋼鋼線取引先持株会	219,545	3.71
神鋼鋼線従業員持株会	168,247	2.85
株式会社みずほ銀行	151,271	2.56
日本生命保険相互会社	115,296	1.95
神鋼商事株式会社	100,000	1.69
三井物産スチール株式会社	78,400	1.33
みずほ信託銀行株式会社	78,400	1.33
丸山三千夫	75,000	1.27
日本高周波鋼業株式会社	56,100	0.95

（注）1．上記のほか当社所有の自己株式1,997株があります。
　　　2．持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の状況

地　　位	氏　　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	河　瀬　昌　博	
代表取締役 専務執行役員	髙　木　　　功	社長補佐、関係会社の統括ならびにロープ事業部長ならびに株式会社テザック神鋼ワイヤロープ代表取締役社長
取　締　役 常務執行役員	平　井　久　嗣	大阪支店の統括ならびに鋼線部門営業本部長兼同ＰＣ鋼線事業部長ならびに東京支店長ならびに九州支店、営業所の担当
取　締　役 常務執行役員	吉　田　裕　彦	グループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当ならびに総務本部長兼同企画部長
取　締　役 常務執行役員	森　　　啓　之	技術総括・ＤＸ推進部の統括ならびに鋼線部門生産本部長兼同開発センター長
取　締　役	生　治　理　仁	株式会社神戸製鋼所鉄鋼アルミ事業部門管理部担当部長[神戸]兼鉄鋼アルミ事業部門管理部リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括部担当部長
取　締　役	田　中　崇　公	中之島中央法律事務所弁護士ならびにエスペック株式会社監査役
取　締　役	服　部　泰　宏	神戸大学大学院経営学研究科准教授
監　査　役	小　池　　　磨	（常　勤）
監　査　役	森　下　芳　樹	
監　査　役	今　井　一　雅	
監　査　役	河　崎　雄　亮	公認会計士ならびにＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社監査役ならびに株式会社近鉄エクスプレス監査役

（注）１．当期中の取締役および監査役の異動
取締役　谷川文男氏は2021年6月24日開催の第89回定時株主総会の時に任期満了により退任いたしました。
森啓之、服部泰宏の両氏は、同総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。

2．取締役　田中崇公、服部泰宏の両氏は、社外取締役であります。
なお、当社は田中崇公、服部泰宏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3．監査役　森下芳樹、今井一雅、河崎雄亮の各氏は社外監査役であります。
なお、当社は河崎雄亮氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4．監査役　今井一雅氏は経理分野に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．監査役　河崎雄亮氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．2022年４月１日付で次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 専務執行役員	髙木　功	社長補佐、関係会社の統括ならびにロープ事業部長
取締役 専務執行役員	平井久嗣	東京支店および大阪支店の統括ならびに鋼線部門営業本部長ならびに九州支店、営業所の担当

7．当社は取締役の監督機能の強化および業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2022年４月１日現在の執行役員は以下のとおりです。

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
常務執行役員	谷　川　文　男	尾上ロープ加工株式会社代表取締役社長
常務執行役員	德　重　啓　司	ロープ事業部ロープ製造所長
執　行　役　員	石　川　敬　士	コウセンサービス株式会社代表取締役社長
執　行　役　員	岡　﨑　達　也	鋼線部門生産本部尼崎事業所長兼同業務部長ならびに株式会社ケーブルテック代表取締役社長
執　行　役　員	堀　川　健　一	グループ品質管理および環境管理の担当ならびに技術総括・ＤＸ推進部長
執　行　役　員	渡　部　英　樹	鋼線部門営業本部ばね特線事業部長ならびに神鋼鋼線（広州）販売有限公司董事長ならびに大阪支店長
執　行　役　員	森　下　健　一	鋼線部門営業本部エンジニアリング事業部長兼同営業部長
執　行　役　員	山　本　直　樹	鋼線部門営業本部ＰＣ鋼線事業部長ならびに東京支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が塡補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していると判断しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業務執行取締役報酬および業績報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、各々の果たす役割等を考慮して個別に決定することとする。

・基本報酬の個人別の報酬等の額および付与の時期または条件の決定に関する方針

基本報酬は、月額の個別報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて決定するものとする。

・業務執行取締役報酬の内容、その額または算定の決定、および付与の時期または条件の決定に関する方針

業務執行取締役報酬は、企業価値の最大化に向けた意欲を高めることを意識し、すべての役位に対して一律の額に定め、毎月の基本報酬と併せて支給するものとする。

・業績報酬の内容、その額または算定の決定、および付与の時期または条件の決定に関する方針

業績報酬は、事業年度ごとに業績向上に対する意識を高める業績指標に応じて算出された額を業績報酬として、毎月の基本報酬と併せて支給するものとする。

・基本報酬、業務執行取締役報酬および業績報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績報酬はあらかじめ金額を定めることはできないため、当社では割合を定めないものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
　個人別の報酬額については、取締役報酬総額を2007年6月26日の株主総会で決議しており、その範囲内において、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、役員報酬内規に基づき、各取締役の基本報酬、業務執行取締役報酬および各事業年度の業績に連動した業績報酬を決定するものとする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	支給人員	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額		摘　要
			基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	148百万円 (8百万円)	148百万円 (8百万円)	0円	左記の金額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	33百万円 (15百万円)	33百万円 (15百万円)	—	
合計 (うち社外役員)	12名 (5名)	181百万円 (23百万円)	181百万円 (23百万円)	0円	

(注) 1. 上記支給人員および報酬等の総額には、2021年６月24日開催の第89回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は連結経常利益であり、また当該業績指標を選定した理由は、営業活動の全般の利益を表し、最重要な利益の１つとして捉えているからであります。当社の業績連動報酬は、役位別の基本報酬額に対して業績指標から算出した業績係数を乗じたもので算定されております。
3. 取締役の金銭報酬の額は2007年6月26日の株主総会において取締役報酬総額（月額）25百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、８名です。
4. 監査役の金銭報酬の額は2007年6月26日の株主総会において監査役報酬総額（月額）４百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、４名です。
5. 当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役河瀬昌博が取締役の個人別の報酬額を当社の役員報酬内規に基づき決定しております。委任した理由は当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬決定を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう当社役員報酬内規を定めており、当該役員報酬内規に基づき取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役　田中崇公氏は、エスペック株式会社監査役であります。なお同社と当社との間に特別な関係はありません。

・監査役　河崎雄亮氏は、ＫＮＴ－ＣＴホールディングス株式会社監査役ならびに株式会社近鉄エクスプレス監査役であります。なお両社と当社との間に特別な関係はありません。

②当該事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況および社外役員が期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役	田中　崇公	当事業年度に開催の取締役会15回すべてに出席し、弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用な発言を適宜行っております。
取　締　役	服部　泰宏	2021年６月24日就任後、当事業年度に開催の取締役会11回のうち10回に出席し、経営系大学院准教授としての豊富な専門知識と実務経験を活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用な発言を適宜行っております。
監　査　役	森下　芳樹	当事業年度に開催の取締役会15回すべてに出席し、鉄鋼分野に関する広い見識および事業会社の取締役を務められた経験を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会16回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。
監　査　役	今井　一雅	当事業年度に開催の取締役会15回すべてに出席し、経理分野に関する広い見識および事業会社の取締役を務められた経験を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会16回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。
監　査　役	河崎　雄亮	当事業年度に開催の取締役会15回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門知識を活かし、公正な意見の表明を行っております。また開催した監査役会16回すべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について公正な意見の表明を行っております。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称　　　　　　有限責任　あずさ監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	４０百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	４０百万円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、上記の金額に同意いたしました。

３．当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5．会社の体制および方針

（1）取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の整備に関する基本方針の内容の概要は次のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守および企業として実践すべき普遍的な考え方を定めた「神鋼鋼線工業行動指針」、ならびに日々の業務活動の中での行動基準となる「コンプライアンス綱領」を制定し、また取締役会の独立諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置、さらに内部通報制度として外部の弁護士およびコンプライアンス推進室を受付窓口としてコンプライアンス体制を整備

するとともに、取締役・執行役員および従業員の職務の執行状況の適法性について、内部監査部門である監査室が適宜監査を実施する。

②財務報告の適正性確保のための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制基本規程」に従い財務報告の適正性を確保するための社内体制を整備する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令および「文書取扱規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」によって、管理体制、管理すべきリスク項目及びその対応策等を定め、リスクを管理する。また、リスク管理の状況については、定期的にモニタリングを実施する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社では、経営の意思決定と業務執行の機能を分離し、責任と権限の明確化、意思決定の迅速化、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2017年6月から新たに執行役員制度を導入している。

2）「職制規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の社内規程を整備し、また担当業務を明確に定めた上、それに基づいて取締役および執行役員は職務の執行を行う。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」によって、関係会社の経営管理上の重要事項の処理については、当社の承認を必要とし、また関係会社の経営内容を的確に把握するために当社への報告を必要とする事項を定め、さらに定期的に関係会社の業況報告会等を実施する。

また、関係会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営を管理・監督する。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室に監査役会の事務局の業務を併せて担当させ、監査役の職務を補助する。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室の人事に関しては、事前に監査役または監査役会に報告の上、意見を求める。

⑨第７号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

事務局の使用人は「監査役監査規程」に従い、監査役の指示を受けて監査役監査に係る補助業務等を行う。なお、監査役監査にかかる補助業務等の遂行にあたっては、取締役・執行役員および使用人はこれを妨げず、監査の実効性確保に協力する。

⑩取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、決裁事項を始め、業務執行に係る重要事項、監査室が実施する内部監査の結果等の報告を適宜行う。
加えて、子会社の状況については、必要に応じて、子会社の取締役、監査役、使用人から監査役に対して報告を行う。また、監査室は、監査役会または監査役に対して子会社のコンプライアンス、リスク管理等について適宜報告を行う。

また監査役は、いつでも取締役・執行役員および従業員等に対して必要な資料の提出または報告を求めることができる。

⑪前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報システム」における内部通報者の不利益待遇の禁止と同様に、監査役に報告を行った者が不利な取扱いを受けないことをコンプライアンス綱領に定め、その周知徹底を図る。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の支払い等の請求をしたときは、当該請求が監査役の職務の執行に必要ではないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。なお、監査役および監査役会は、職務上必要と認める費用について、毎年、あらかじめ一定額の予算を計上する。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会を始め重要な社内会議に出席し、取締役等の執行状況を十分に監視するとともに、決裁書類およびその他重要書類の閲覧を行う。また、監査役会は「監査役監査の方針および計画」を毎年、取締役全員に説明する。

(2) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制の運用の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役の職務執行について

主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、監査役が取締役会に出席した。また、執行役員制度を導入しており、執行役員会を13回開催し、経営執行に関わる重要事項を審議した。

②監査役の責務について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、監査役会を原則月１回開催して情報共有を行っており、当期については16回開催した。また、内部監査の担当部署である監査室との緊密な連携を保ちつつ、内部監査の結果について報告を受けている。さらに、取締役会等の重要な会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認および監査の実効性の向上を図っている。

また、監査役は、監査室との連携のみならず当社および子会社の代表取締役、取締役ならびに会計監査人との定期的な意見交換により、経営の健全化に努めている。

③コンプライアンスについて

社長を委員長とするコンプライアンス委員会を２回開催し、法令・社内規程の遵守状況等に関し主管部署から報告を受けた。また、階層別研修やe-ラーニングの実施などコンプライアンス推進活動を実施した。

④関係会社の管理体制について

関係会社の経営管理上の重要事項については、当社の取締役会等で審議のうえ決定している。また関係会社の経営内容については、定期的に関係会社の業況報告会等を実施し、関係会社から報告を受けている。

また、当社は、関係会社に対して適宜取締役または監査役を派遣し、関係会社の取締役会へ出席するとともに、関係会社の経営の管理・監督を行っている。

(注)　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てています。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	**（負債の部）**	百万円
流動資産	**22,626**	**流動負債**	**10,751**
現金及び預金	2,847	支払手形及び買掛金	3,180
受取手形	523	短期借入金	4,806
売掛金	4,513	リース債務	2
電子記録債権	4,702	１年内償還予定の社債	150
商品及び製品	4,172	未払金	451
仕掛品	3,230	未払費用	958
原材料及び貯蔵品	1,810	未払法人税等	312
その他	827	未払事業所税	47
貸倒引当金	△0	契約負債	74
		賞与引当金	619
		設備関係支払手形	13
		その他	135
固定資産	**18,951**	**固定負債**	**9,742**
有形固定資産	**14,269**	社債	900
建物及び構築物	2,852	長期借入金	4,367
機械装置及び運搬具	4,899	リース債務	4
工具、器具及び備品	143	退職給付に係る負債	4,289
土地	5,869	役員退職慰労引当金	10
リース資産	5	環境対策引当金	45
建設仮勘定	498	資産除去債務	23
無形固定資産	**154**	その他	101
ソフトウェア	142	**負債合計**	**20,493**
その他	11	**（純資産の部）**	
投資その他の資産	**4,528**	**株主資本**	**19,838**
投資有価証券	1,584	資本金	8,062
繰延税金資産	987	資本剰余金	8,164
退職給付に係る資産	1,708	利益剰余金	3,613
その他	273	自己株式	△2
貸倒引当金	△25	**その他の包括利益累計額**	**1,247**
		その他有価証券評価差額金	205
		為替換算調整勘定	186
		退職給付に係る調整累計額	855
		純資産合計	**21,085**
資産合計	**41,578**	**負債及び純資産合計**	**41,578**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		29,448
売上原価		24,344
売上総利益		5,104
販売費及び一般管理費		4,356
営業利益		748
営業外収益		
受取利息及び配当金	91	
持分法による投資利益	50	
雇用調整助成金	93	
その他	80	316
営業外費用		
支払利息	50	
その他	138	189
経常利益		**875**
特別損失		
減損損失	8	8
税金等調整前当期純利益		**866**
法人税、住民税及び事業税	277	
法人税等調整額	△9	267
当期純利益		599
親会社株主に帰属する当期純利益		**599**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

連結株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から
2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,062	8,171	3,072	△33	19,273
当期変動額					
剰余金の配当			△58		△58
親会社株主に帰属する当期純利益			599		599
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△6		31	24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△6	540	31	564
当期末残高	8,062	8,164	3,613	△2	19,838

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	346	146	278	771	20,044
当期変動額					
剰余金の配当					△58
親会社株主に帰属する当期純利益					599
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					24
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△141	39	577	475	475
当期変動額合計	△141	39	577	475	1,040
当期末残高	205	186	855	1,247	21,085

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

連　　結　　注　　記　　表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　　　　８社

神鋼鋼線ステンレス㈱、コウセンサービス㈱、尾上ロープ加工㈱、㈱ケーブルテック、㈱テザック神鋼ワイヤロープ、テザックエンジニアリング㈱、名神興業㈱、神鋼鋼線（広州）販売有限公司の８社を連結しています。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

ありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数　　３社

関連会社のファイベックス㈱、ＴＥＳＡＣ　ＵＳＨＡ　ＷＩＲＥＲＯＰＥ　ＣＯ.，ＬＴＤ.、神鋼新确弾簧鋼線(佛山)有限公司については持分法を適用しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、神鋼鋼線（広州）販売有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
棚卸資産	通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング部門の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定額法
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
役員退職慰労引当金	一部の子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しています。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用について、当連結会計年度末における見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の５ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

①特殊鋼線関連事業

ＰＣ関連製品、ばね・特殊線関連製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

②鋼索関連事業

ワイヤロープ製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

③エンジニアリング事業

架設・緊張用部材及び機器、線材三次加工製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
また、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、顧客の検収時点が下記の4つの要件を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

（1）請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
（2）当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていること
（3）当該製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
（4）当該製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

通常、履行義務の充足から概ね３ケ月程度で回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理によっており、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。 未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

(会計方針の変更)

1．収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

その結果、収益認識会計基準等の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示することとしました。

2．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

その結果、時価算定会計基準等の適用が連結計算書類に及ぼす影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額　34,261百万円

2．保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

神鋼新确弾簧鋼線（佛山）有限公司（注）	58百万円
ＴＥＳＡＣ　ＵＳＨＡ　ＷＩＲＥＲＯＰＥ ＣＯ．，ＬＴＤ．	110百万円

（注）うち36百万円は㈱神戸製鋼所による債務保証を当社が再保証したものであります。

(連結損益計算書に関する注記)

売上高は主に顧客との契約から認識された収益であり、その他の源泉から認識された収益の額に重要性はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　5,912,999株

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2021年６月24日定時株主総会	普通株式	59百万円	10円	2021年3月31日	2021年6月25日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年６月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

①	配当金の総額	206百万円
②	配当の原資	利益剰余金
③	１株当たりの配当額	35円
④	基準日	2022年３月31日
⑤	効力発生日	2022年６月27日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っています。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

社債及び借入金の使途は運転資金であります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	762	762	－
(2) 社債	(1,050)	(1,040)	△9
(3) 長期借入金	(5,395)	(5,382)	△13

（＊）負債に計上されているものについては、(）で示しています。

（注１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから記載を省略しております。

（注２）「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

（注３） 市場価格のない非上場株式（連結貸借対照表計上額182百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額640百万円）は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

（注４） 社債及び長期借入金は１年以内に返済予定のものも含んでいます。
(1年内償還予定の社債150百万円、1年内返済予定の長期借入金1,027百万円)

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（1）投資有価証券				
その他有価証券				
株式	762	－	－	762
資産計	762	－	－	762

(2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年３月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（2）社債	－	1,040	－	1,040
（3）長期借入金	－	5,382	－	5,382
負債計	－	6,422	－	6,422

(注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	特殊鋼線関連事業	鋼索関連事業	エンジニアリング関連事業	計	その他(注１)	合計
日本	13,719	9,464	1,808	24,992	－	24,992
中国	1,347	1,041	－	2,388	－	2,388
タイ	557	246	－	803	－	803
北米	298	10	－	309	－	309
その他	148	738	－	887	－	887
顧客との契約から生じる収益	16,072	11,501	1,808	29,381	-	29,381
その他の収益	-	-	-	-	66	66
外部顧客への売上高	16,072	11,501	1,808	29,381	66	29,448

(注１)「その他」の区分は、不動産関連事業であります。

(注２) 地域別に分解した情報は、顧客の所在地を基礎として分解しております。

2．収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は、顧客からの前受金に関するものであります。当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13百万円です。なお、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

1．１株当たり純資産額　3,567円09銭

2．１株当たり当期純利益　101円68銭

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

神鋼鋼線工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　保野広行
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　塚本　健

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神鋼鋼線工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（2022年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**22,319**	**流動負債**	**10,339**
現金及び預金	2,260	支払手形	218
受取手形	104	買掛金	3,005
電子記録債権	3,286	短期借入金	4,767
売掛金	5,796	リース債務	2
製品	4,166	1年内償還予定の社債	150
原材料	1,014	未払金	412
仕掛品	3,184	未払費用	900
貯蔵品	574	未払法人税等	291
短期貸付金	1,132	未払事業所税	44
その他	798	預り金	32
		賞与引当金	493
		その他	20
固定資産	**18,837**	**固定負債**	**10,272**
有形固定資産	**13,941**	社債	900
建物	2,566	長期借入金	4,367
構築物	185	リース債務	4
機械装置	4,759	資産除去債務	20
車輌運搬具	31	退職給付引当金	4,903
工具器具備品	139	環境対策引当金	45
土地	5,756	その他	31
リース資産	5	**負債合計**	**20,612**
建設仮勘定	497	（純資産の部）	
無形固定資産	**153**	**株主資本**	**20,339**
ソフトウェア	142	**資本金**	**8,062**
その他	11	**資本剰余金**	**7,842**
投資その他の資産	**4,742**	資本準備金	2,015
投資有価証券	944	その他資本剰余金	5,826
関係会社株式及び出資金	1,149	**利益剰余金**	**4,436**
繰延税金資産	1,310	その他利益剰余金	4,436
前払年金費用	1,100	圧縮記帳積立金	35
その他	262	繰越利益剰余金	4,400
貸倒引当金	△25	**自己株式**	**△2**
		評価・換算差額等	**205**
		その他有価証券評価差額金	205
		純資産合計	**20,544**
資産合計	**41,156**	**負債及び純資産合計**	**41,156**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

損　益　計　算　書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		27,692
売上原価		23,425
売上総利益		4,266
販売費及び一般管理費		3,473
営業利益		793
営業外収益		
受取利息及び配当金	146	
雇用調整助成金	87	
その他	100	334
営業外費用		
支払利息	47	
その他	283	331
経常利益		**796**
税引前当期純利益		**796**
法人税、住民税及び事業税	244	
法人税等調整額	△19	224
当期純利益		**572**

（金額は百万円未満の端数を切り捨てています。）

株主資本等変動計算書

(2021年４月１日から
2022年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,062	2,015	5,826	7,842	40	3,882	3,923	△2	19,826
当期変動額									
剰余金の配当						△59	△59		△59
当期純利益						572	572		572
圧縮記帳積立金の取崩					△4	4	−		−
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	−	−	−	−	△4	517	513	△0	512
当期末残高	8,062	2,015	5,826	7,842	35	4,400	4,436	△2	20,339

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	336	336	20,162
当期変動額			
剰余金の配当			△59
当期純利益			572
圧縮記帳積立金の取崩			−
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△130	△130	△130
当期変動額合計	△130	△130	381
当期末残高	205	205	20,544

(金額は百万円未満の端数を切り捨てています。)

個　別　注　記　表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法によっており、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
デリバティブ	時価法
棚卸資産	通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。 製品、原材料、貯蔵品は総平均法、仕掛品はエンジニアリング部門の一部については個別法、その他は総平均法によっています。

2．重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

3．重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしています。 なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしています。
環境対策引当金	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しています。

4．収益及び費用の計上基準

当社は、次の５ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しています。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

①特殊鋼線関連事業

ＰＣ関連製品、ばね・特殊線関連製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

②鋼索関連事業

ワイヤロープ製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

③エンジニアリング事業

架設・緊張用部材及び機器、線材三次加工製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
また、顧客の理由により請求済未出荷契約を締結する場合は、顧客の検収時点が下記の4つの要件を充足し、顧客が商品または製品の支配を獲得するため、検収時点で収益を認識しております。

（1）請求済未出荷契約を締結した合理的な理由があること
（2）当該製品が顧客に属するものとして区分して識別されていること
（3）当該製品について顧客に対して物理的に移転する準備が整っていること
（4）当該製品を使用する能力あるいは他の顧客に振り向ける能力を有していないこと

通常、履行義務の充足から概ね３ケ月程度で回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5．ヘッジ会計の処理　原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っています。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっています。

6．退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(会計方針の変更)

1．収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、有償支給取引について、従来は、有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。
その結果、収益認識会計基準等の適用が計算書類に及ぼす影響は軽微です。

2．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

その結果、時価算定会計基準等の適用が計算書類に及ぼす影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1．有形固定資産の減価償却累計額		33,007百万円
2．関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		3,155百万円
短期金銭債務		199百万円
3．保証債務	関係会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。	
	神鋼新确弹簧鋼線（佛山）有限公司（注）	58百万円
	ＴＥＳＡＣ　ＵＳＨＡ　ＷＩＲＥＲＯＰＥ　ＣＯ．，ＬＴＤ．	110百万円

（注）うち36百万円は㈱神戸製鋼所による債務保証を当社が再保証したものであります。

(損益計算書に関する注記)

1．関係会社取引高	
売上高	10,590百万円
仕入高	1,855百万円
その他の営業取引高	869百万円
営業取引以外の取引高	89百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	1,997株

(税効果会計に関する注記)
繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金及び賞与引当金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社及び関連会社等

属　性	会社等の名　　称	議決権等の所有(被所有)割　　合	関連内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科　　目	期末残高(百万円)
			役員等の兼務等	事業上の関係				
子会社	神鋼鋼線ステンレス㈱	100%	出向 1名 兼任 2名	当社線材製品の加工委託先。 当社が貸付を行っている。 当社が設備等を賃貸している。	資金の貸付 受取利息 (注1)	970 4	短期貸付金	970
	㈱テザック神鋼ワイヤロープ	100%	出向 2名 兼任 4名	当社線材製品の販売先。	売上高 (注2)	10,307	売掛金 (注2)	1,790
関連会社	神鋼新确弾簧鋼線(佛山)有限公司	25%	兼任 2名	当社の技術支援先。	債務保証 (注3)	58	-	-
	TESAC USHA WIREROPE CO.,LTD.	50%	出向 1名 兼任 1名	当社の技術支援先。	債務保証 (注4)	110	-	-

(注1)　貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は3ヶ月としています。
(注2)　取引条件は市場価格を勘案し価格交渉の上で決定しています。
　　　　消費税等は取引金額には含めず、期末残高には含めています。
(注3)　うち36百万円は㈱神戸製鋼所による債務保証を当社が再保証したものであります。
(注4)　同社の金融機関からの借入に対する債務を当社が保証したものであります。

(収益認識に関する注記)
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「4．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)
1．1株当たり純資産額　　3,475円64銭
2．1株当たり当期純利益　　96円79銭

独立監査人の監査報告書

2022年５月９日

神鋼鋼線工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　保野広行
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　塚本　健

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神鋼鋼線工業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　　査　　報　　告　　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月９日

神鋼鋼線工業株式会社　監査役会

監査役(常勤)　小　池　　　磨　㊞

監査役　森　下　芳　樹　㊞

監査役　今　井　一　雅　㊞

監査役　河　崎　雄　亮　㊞

（注）　監査役森下芳樹、監査役今井一雅及び監査役河崎雄亮の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分に関しましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

　株主の皆様に対する利益配分につきましては、会社の最重要政策のひとつと位置づけており、継続的かつ業績に応じた適正な成果の配分を行うことおよび将来の事業展開を勘案した内部留保を図ることを基本方針としております。

　このような方針の下、当期の期末配当につきましては、1株につき35円とさせていただきたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭
(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき金　35円　　総額　206,885,070　円
(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年６月27日

　なお、中間配当につきましては見送りとさせていただきましたので、年間の配当金は１株当たり35円となります。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

　また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	第14条（電子提供措置等） 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現行定款	変更案
(新設)	(附則) 1．定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役全員任期満了につき８名選任の件

現取締役全員（８名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	河瀬　昌博（かわせ　まさひろ） 1958年３月10日	1981年４月　㈱神戸製鋼所入社 2010年４月　同社執行役員 2012年４月　同社常務執行役員 2013年４月　同社常務執行役員 　　　　　　日本高周波鋼業㈱顧問 2013年６月　同社代表取締役社長 2019年６月　当社代表取締役社長（現在に至る）	16,400株
	[取締役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職や常務執行役員の経験を有し、また日本高周波鋼業株式会社において代表取締役社長として経営に携わっておりました。当社において2019年６月より代表取締役社長として経営に携わっております。これらの豊富な経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります		
2	平井　久嗣（ひらい　ひさし） 1960年10月18日	1984年４月　当社入社 2008年４月　当社総務本部総務部長 2009年４月　当社ばね特線事業部営業部長 2011年４月　当社ＰＣ鋼線事業部営業部長 2014年４月　当社ＰＣ鋼線事業部長兼同営業部長 2014年６月　当社取締役 2017年６月　当社取締役常務執行役員 2022年４月　当社取締役専務執行役員（現在に至る） （担当および重要な兼職の状況） 東京支店および大阪支店の総括ならびに鋼線部門営業本部長ならびに九州支店、営業所の担当	16,400株
	[取締役候補者とした理由] 当社において営業部門および本社部門での要職の経験を有し、2014年６月より取締役、2017年６月より取締役常務執行役員、2022年4月より取締役専務執行役員として経営に携わっております。迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
生 年 月 日</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>よし　だ　やす　ひこ
吉　田　裕　彦
1962年１月21日</td><td>1984年４月　㈱神戸製鋼所入社
1997年１月　同社総合企画部主任部員
2001年４月　同社鉄鋼部門企画管理部主任部員
2007年４月　同社監査部主任部員
2012年４月　当社総務本部企画部長
2016年４月　当社総務本部長兼同総務部長兼企画部長
2016年６月　当社取締役
2017年６月　当社取締役執行役員
2020年４月　当社取締役常務執行役員（現在に至る）
（担当および重要な兼職の状況）
グループコンプライアンスの担当ならびに監査室の担当ならびに総務本部長兼同企画部長</td><td>6,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。当社において本社部門での要職を有し、2016年６月より取締役、2017年６月より取締役執行役員、2020年４月より取締役常務執行役員として経営に携わっております。迅速かつ的確な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>もり　　ひろ　ゆき
森　　啓　之
1963年９月２日</td><td>1989年４月　㈱神戸製鋼所入社
2017年４月　同社執行役員
2019年４月　同社常務執行役員
2021年４月　当社常務執行役員
2021年６月　当社取締役常務執行役員（現在に至る）
（担当および重要な兼職の状況）
技術総括・ＤＸ推進部の統括ならびに鋼線部門生産本部長兼同開発センター長</td><td>2,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職や常務執行役員の経験を有しています。また、当社において2021年4月より常務執行役員、2021年６月より取締役常務執行役員として経営に携わっております。これらの経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	渡部英樹（わたなべひでき） 1967年1月30日	1989年4月　㈱神戸製鋼所入社 2013年4月　同社鉄鋼事業部門名古屋鉄鋼営業部長兼名古屋支社担当部長 2015年10月　同社鉄鋼事業部門名古屋鉄鋼営業部長 2016年4月　同社鉄鋼事業部門線材条鋼営業部長 2020年4月　同社鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット線材条鋼営業部長 2021年4月　当社執行役員（現在に至る） （担当および重要な兼職の状況） 鋼線部門営業本部ばね特線事業部長ならびに神鋼鋼線（広州）販売有限公司董事長ならびに大阪支店長	2,400株
	[取締役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。また、当社において2021年４月より執行役員として経営に携わっております。これらの経験と幅広い見識を活かし、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視ができる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	しょう じ まさ ひと 生 治 理 仁 1965年８月２日	1988年４月　㈱神戸製鋼所入社 2004年１月　同社鉄鋼部門鉄鋼総括部主任部員 2014年４月　同社鉄鋼事業部門営業総括部主任部員兼鉄鋼事業部門企画管理部主任部員 2015年６月　当社監査役 2016年４月　㈱神戸製鋼所鉄鋼事業部門企画管理部主任部員兼法務部コンプライアンス統括室主任部員 2018年４月　同社鉄鋼事業部門企画管理部担当部長兼コンプライアンス統括部担当部長 当社監査役辞任 2018年６月　当社取締役（現在に至る） 2019年４月　㈱神戸製鋼所鉄鋼事業部門企画管理部担当部長兼鉄鋼事業部門企画管理部リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括部担当部長 2020年４月　同社鉄鋼アルミ事業部門管理部担当部長[神戸]兼鉄鋼アルミ事業部門管理部リスク管理グループ長兼コンプライアンス統括部担当部長 2021年４月　同社鉄鋼アルミ事業部門管理部担当部長[神戸]兼鉄鋼アルミ事業部門管理部リスク管理グループ長兼内部統制・監査部担当部長 2022年４月　同社鉄鋼アルミ事業部門企画管理部担当部長[神戸]兼鉄鋼アルミ事業部門企画管理部リスク管理グループ長兼内部統制・監査部担当部長（現在に至る）	0株
	[取締役候補者とした理由] 株式会社神戸製鋼所における鉄鋼関連事業の要職の経験を有しています。当社においては2015年６月より社外監査役、2018年６月より取締役として経営の監督に携わっております。その知識や経験を当社の経営の監督に活かしていただくため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
生年月日</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>たなか たかひろ
田中 崇公
1973年1月17日</td><td>2000年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
中之島中央法律事務所入所（現在に至る）
2010年6月 当社監査役
2015年6月 当社取締役（現在に至る）
2019年6月 船井電機㈱取締役監査等委員
2020年6月 エスペック株式会社監査役（現在に至る）</td><td>200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[社外取締役候補者とした理由および期待される役割]
弁護士として高い見識を有するとともに、当社社外監査役および社外取締役としての経験より事業に精通していることから、その知識や経験を当社の経営の監督に活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用なご指摘をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役および社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>はっとり やすひろ
服部 泰宏
1980年5月25日</td><td>2011年4月 滋賀大学経済学部准教授
2013年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
2018年4月 神戸大学大学院経営学研究科准教授（現在に至る）
2021年6月 当社取締役（現在に至る）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[社外取締役候補者とした理由および期待される役割]
経営学の准教授としての専門的な知識や経験を当社の経営の監督に活かし、また独立した立場から当社の経営に対して有用なご指摘をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．株式会社神戸製鋼所は、当社の特定関係事業者（親会社）であり、同社の業務執行者である候補者および過去10年間に業務執行者であった候補者の同社における地位および担当は略歴に記載のとおりであります。
3．田中崇公、服部泰宏の両氏は社外取締役候補者であります。
4．田中崇公、服部泰宏の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5．田中崇公氏は、現在当社の取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって７年となります。
6．服部泰宏氏は、現在当社の取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
7．当社は生治理仁、田中崇公、服部泰宏の各氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

8．当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD＆O保険の被保険者となる予定です。D＆O保険の契約期間は１年間であり、当該保険契約期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第４号議案　監査役２名選任の件

監査役　森下芳樹、今井一雅の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　　　名
生　年　月　日</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
株 式 の 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>いし かわ たか し
石　川　敬　士
1960年９月８日</td><td>1984年４月　当社入社
2008年４月　当社尼崎事業所技術部長
2014年４月　当社エンジニアリング事業部長
2014年６月　当社取締役
2015年４月　当社エンジニアリング事業部長ならびに大阪支店長
2017年６月　当社執行役員（現在に至る）</td><td>15,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［監査役候補者とした理由］
当社において営業部門および技術部門での要職の経験を有し、2014年６月より取締役、2017年６月より執行役員として経営に携わっており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	田中和幸（たなか かずゆき） 1958年1月14日	1983年4月　㈱神戸製鋼所入社 2004年4月　同社法務部長 2012年4月　同社理事、資源・エンジニアリング事業部門新鉄源本部副本部長兼同営業・事業推進部長 2013年4月　同社理事、エンジニアリング事業部門企画管理部長 2014年4月　㈱神鋼環境ソリューション執行役員 2015年6月　同社取締役執行役員 2016年4月　同社取締役常務執行役員 2018年4月　同社取締役専務執行役員 2021年6月　同社顧問（現在に至る）	0株
	[社外監査役候補者とした理由] 法務分野に精通した人材としてのその専門的見地および事業会社の取締役を務められた経験から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

（注）1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2．田中和幸氏は社外監査役候補者であります。
3．当社は石川敬士、田中和幸の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
4．当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合、いずれの監査役もD＆O保険の被保険者となる予定です。D＆O保険の契約期間は1年間であり、当該保険契約期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役の員数が欠けた場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
中山博行（なかやまひろゆき） 1983年７月12日	2007年４月　パナソニック㈱入社 2007年11月　公認会計士試験合格 2010年２月　有限責任あずさ監査法人大阪事務所入所 2015年10月　ＰｗＣコンサルティング合同会社入社 2017年９月　同社退社 2017年10月　中山公認会計士事務所開設（現在に至る） 2019年10月　ブリッジコンサルティンググループ㈱執行役員関西統括事業部長（現在に至る）	０株
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 公認会計士としての専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．中山博行氏は社外監査役の要件を満たした補欠監査役の候補者であります。
３．欠員補充の必要が生じ、中山博行氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
４．当社は、役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。中山博行氏が監査役に就任した場合、同氏はD＆O保険の被保険者とする予定であります。

【ご参考】

第3号議案および第4号議案が承認可決された場合、当社の取締役会の構成および専門性・経験は以下の通りです。

	氏名	社内/社外	企業経営	ESG・ダイバーシティ	ものづくり	営業・マーケティング	財務・会計・M&A	法務・リスクマネジメント	グローバル
取締役	河瀬昌博	社内	○	○	○			○	○
	平井久嗣	社内	○		○	○			
	吉田裕彦	社内	○	○			○	○	
	森　啓之	社内	○		○			○	
	渡部英樹	社内	○	○		○		○	○
	生治理仁	社外	○	○			○	○	
	田中崇公	社外						○	
	服部泰宏	社外	○	○					○
監査役	小池　磨	社内	○			○			○
	石川敬士	社内	○		○	○			
	河崎雄亮	社外		○			○	○	○
	田中和幸	社外	○	○			○	○	○

(注) 1.「モノづくり」に「IT・DX」が含まれております。
2.上記の一覧表は各氏の有する全ての専門性や経験を表するものではございません。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場

兵庫県尼崎市中浜町26番地１
神鋼鋼線工業株式会社　線輪倶楽部会館
　　　（阪神電車尼崎センタープール前駅下車徒歩約15分）
電話（06）6411－8661

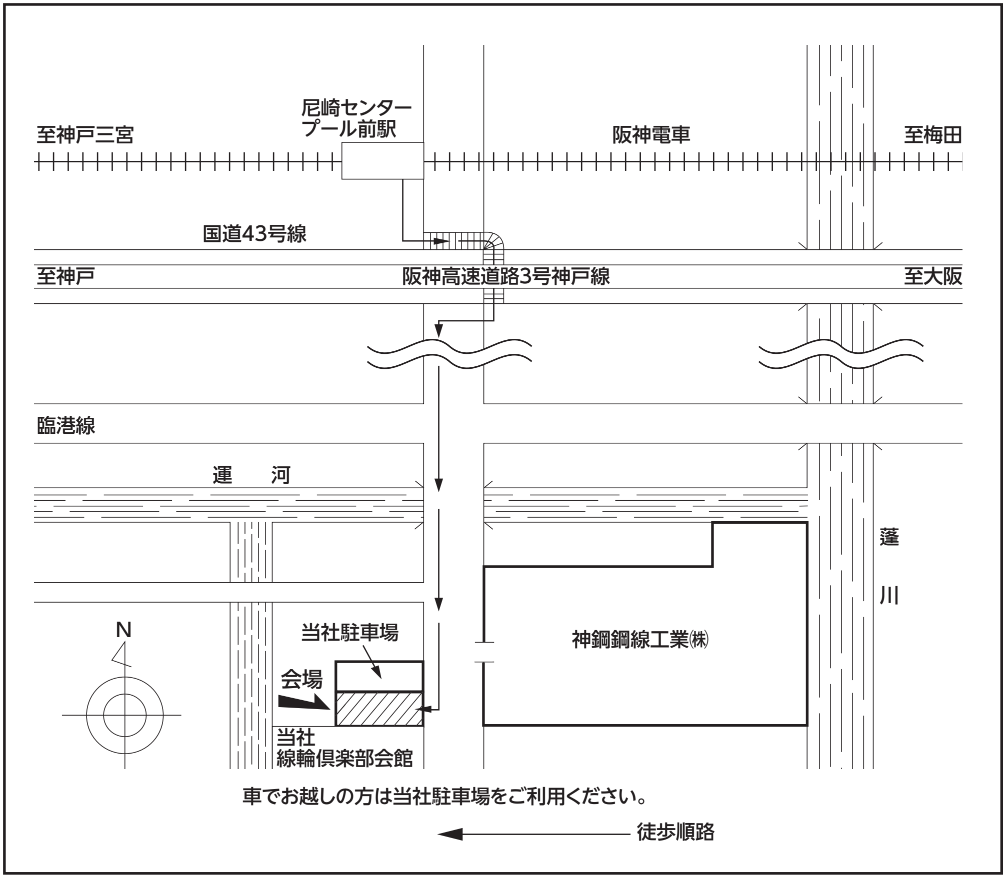

この印刷は環境に優しい植物油
インキを使用しています。